

男 川 浄 水 場 更 新 事 業  
基本協定書（案）に関する質問への回答

平成 24 年 3 月 26 日

岡崎市水道局

| № | 資料名      | 該当箇所 |    |   |  |  |  | タイトル   | 基本協定書(案)の質問                                                                               | 回 答                                                                                                    |
|---|----------|------|----|---|--|--|--|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   |          | 頁    | 項  |   |  |  |  |        |                                                                                           |                                                                                                        |
| 1 | 基本協定書(案) | 2    | 2条 | 2 |  |  |  | 当事者の義務 | 最優秀提案者が貴市の要望事項を受け入れない場合は、事業契約は締結されないとの理解でよろしいでしょうか。                                       | 協定書の文言のとおり、協議によります。                                                                                    |
| 2 | 基本協定書(案) | 2    | 2条 | 2 |  |  |  | 当事者の義務 | 貴市と最優秀提案者との間で、貴市の要望事項等を協議の上、合意した場合には、事業契約にて明文化されとの理解でよろしいでしょうか。                           | 協定書の文言のとおり、必要に応じて明文化します。                                                                               |
| 3 | 基本協定書(案) | 2    | 2条 | 2 |  |  |  | 当事者の義務 | [市の要望事項]は、事業契約(案)に記述されていない項目も出てくる可能性があるのでしょうか。                                            | 可能性としては考えられます。                                                                                         |
| 4 | 基本協定書(案) | 2    | 2条 | 2 |  |  |  | 当事者の義務 | 「市の要望事項」は、要求水準書及び事業者提案を逸脱しない範囲に限定されるという理解でよろしいでしょうか。                                      | 要求水準書についてはご理解のとおりです。事業者提案については、市の要望事項が上回る可能性もあります。                                                     |
| 5 | 基本協定書(案) | 2    | 2条 | 2 |  |  |  | 当事者の義務 | 「入札説明書等・・・を遵守する。」とありますが、入札説明書等に対する質問回答の内容も含まれるという理解でよろしいでしょうか。                            | ご理解のとおりです。                                                                                             |
| 6 | 基本協定書(案) | 2    | 2条 | 2 |  |  |  | 当事者の義務 | 「入札書類」及び「ヒアリングでの説明」の定義をご教示いただけますでしょうか。                                                    | 入札書類については、入札説明書P17に記載のとおり、「入札書及び本件事業に関する提案内容を記載した審査資料」です。ヒアリングでの説明については、ヒアリングを実施した場合における入札参加者等の説明内容です。 |
| 7 | 基本協定書(案) | 2    | 2条 | 2 |  |  |  | 当事者の義務 | 「市の要望事項」とはどういった事項を想定していらっしゃるのでしょうか。(落札後に業務内容の大幅な変更について合意することは難しい場合があると思われるため、念のためお伺いします。) | 現時点で具体的に想定しているものではありません。                                                                               |

| №  | 資料名             | 該当箇所 |    |   |  |  |  | タイトル   | 基本協定書(案)の質問                                                                                                              | 回 答                                                                   |
|----|-----------------|------|----|---|--|--|--|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------|
|    |                 | 頁    | 項  |   |  |  |  |        |                                                                                                                          |                                                                       |
| 8  | 基 本 協 定 書 ( 案 ) | 2    | 3条 | 1 |  |  |  | 事業者の設立 | 事業者の設立は事業契約締結までに済ませれば問題ないと思いますが、これを基本協定書締結後一定期間と定める理由は何でしょうか。                                                            | 基本協定書第1条の目的を早期に達成するためです。                                              |
| 9  | 基 本 協 定 書 ( 案 ) | 2    | 3条 | 2 |  |  |  | 事業者の設立 | 所管官庁の状況により、SPC設立が基本協定書で取り決めた日数を超える可能性がある場合には、事前に貴市に報告することにより、協議に応じていただけるとの理解でよろしいでしょうか。                                  | 協議には応じますが、速やかな設立をお願いします。                                              |
| 10 | 基 本 協 定 書 ( 案 ) | 2    | 3条 |   |  |  |  | 事業者の設立 | 本基本協定締結後●日以内に、・・・を設立し、とありますが概ね何日程度を想定されていますか。                                                                            | 1ヶ月以内を想定しています。                                                        |
| 11 | 基 本 協 定 書 ( 案 ) | 3    | 4条 | 1 |  |  |  | 株式の譲渡等 | 但書きに規定する相手先を含む不適切な相手先（譲渡先）でなければ基本的に譲渡はお認めいただけたと考えてよろしいでしょうか。                                                             | 各構成員が事業契約終了時まで事業者の株式を保有することが原則です。                                     |
| 12 | 基 本 協 定 書 ( 案 ) | 3    | 4条 |   |  |  |  | 株式の譲渡等 | 本事業にて設立するSPCの場合、「入札参加者の構成員」以外の出資者がいる可能性があります。当該出資者は、本条の規定が適用されないとの理解でよろしいでしょうか。<br>また、「（別添）誓約書」も提出する必要がないとの理解でよろしいでしょうか。 | 前段については、ご理解のとおりです。<br>後段については、事業契約書案96条3I項に従って、構成員以外の出資者も誓約書をご提出頂きます。 |
| 13 | 基 本 協 定 書 ( 案 ) | 3    | 5条 | 1 |  |  |  | 事業契約   | 「本基本協定締結後速やかに」とありますが、本基本協定の締結から事業者の設立までタイムラグがありますので、「事業者の設立後速やかに」などに変更できないでしょうか。                                         | 原文のとおりとします。                                                           |

| №  | 資料名             | 該当箇所 |    |   |     |  |  | タイトル | 基本協定書(案)の質問                                                                                                                                        | 回 答                                                      |
|----|-----------------|------|----|---|-----|--|--|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
|    |                 | 頁    | 項  |   |     |  |  |      |                                                                                                                                                    |                                                          |
| 14 | 基 本 協 定 書 ( 案 ) | 3    | 5条 | 1 |     |  |  | 事業契約 | この案文では、SPCに事業契約を締結させないと第6条2項に従って違約金の対象になる、ということになります。最優秀提案者に選定されたとしても、諸条件について合意に至らなければ、事業契約は締結できません。従って、「締結せしめるものとする」を「締結せしめるよう努める」に修正すべきと思料いたします。 | 原文のとおりとします。違約金の対象となるのは、第5条第4項各号により事業契約が締結されなかった場合に限られます。 |
| 15 | 基 本 協 定 書 ( 案 ) | 3    | 5条 | 4 |     |  |  | 事業契約 | 本事業の入札業務行為に限り事業契約しない事由(1)～(5)となった場合に、本項が適用されると解釈してよろしいでしょうか。                                                                                       | 第1号ないし第4号についてはご理解のとおりです。                                 |
| 16 | 基 本 協 定 書 ( 案 ) | 4    | 5条 | 4 | (5) |  |  | 事業契約 | 入札参加資格を事業契約締結まで維持させることを事業契約締結の要件とするのは、長期間にわたり事業者の立場を不安定な状況に置くものであり、事業者にとって過酷な条件と思われます。本号の削除を考えていただけないでしょうか？                                        | 原文のとおりとします。                                              |
| 17 | 基 本 協 定 書 ( 案 ) | 4    | 5条 | 4 | (5) |  |  | 事業契約 | 「・・・入札参加資格の全部又は一部を喪失したとき。」とありますが、ここでいう「入札参加資格」とは実施方針p.12 2-(3)-イ、ウに記載の資格要件という理解でよろしいでしょうか。                                                         | 入札参加資格は入札公告時にお示しします。                                     |
| 18 | 基 本 協 定 書 ( 案 ) | 4    | 6条 | 1 |     |  |  | 違約金等 | 落札金額の100分の10に相当する金額とありますが、入札金額（税抜）の100分の10という理解で宜しいでしょうか。                                                                                          | ご理解のとおりです。                                               |
| 19 | 基 本 協 定 書 ( 案 ) | 4    | 6条 | 1 |     |  |  | 違約金等 | 第6条第1項及び第2項につきましては、5条4項柱書きの規定と同様「本事業の入札に関し」との理解でよろしいでしょうか。                                                                                         | 第1項についてはご理解のとおりです。第2項については本事業に関する場合に限りません。               |

| №  | 資料名             | 該当箇所 |    |   |  |  |  | タイトル | 基本協定書(案)の質問                                                                                                                                                        | 回 答         |
|----|-----------------|------|----|---|--|--|--|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
|    |                 | 頁    | 項  |   |  |  |  |      |                                                                                                                                                                    |             |
| 20 | 基 本 協 定 書 ( 案 ) | 4    | 6条 | 2 |  |  |  | 違約金等 | 第5条第4項第5号において、各構成員のいずれかが岡崎市より指名停止となった場合を含むとすると、かかる場合においても入札金額の100分の10に相当する違約金を課すことは、本件の入札金額の規模に照らしても、提案者にとってリスクが過大となるため、本条は削除をお願いできませんでしょうか。                       | 原文のとおりとします。 |
| 21 | 基 本 協 定 書 ( 案 ) | 4    | 6条 | 2 |  |  |  | 違約金等 | 違約金を支払う事態を招くほどの参加資格喪失は大きな問題と考えられますが、市の工事での労働災害でもその対象になりえます。何らかの救済策はないのでしょうか。                                                                                       | 原文のとおりとします。 |
| 22 | 基 本 協 定 書 ( 案 ) | 4    | 6条 | 2 |  |  |  | 違約金等 | 「前条第4項第5号」とありますが、入札参加停止処分等が違約金の対象となり、また主語が「各構成員又は各協力企業のいずれかが」のため、民間事業者のリスク範囲が過大と思料いたしますので、本条項を削除していただくか、または入札参加者の構成員の中で比較的責任の少ない協力企業については、本条項を非適用に変更していただけないでしょうか。 | 原文のとおりとします。 |
| 23 | 基 本 協 定 書 ( 案 ) | 4    | 6条 | 2 |  |  |  | 違約金等 | 落札から契約までの辞退出来ない期間に、何らかの事由により指名停止がおきると、違約金が課せられことになります。特にいつ発生し、いつの時点で指名停止になるか不明な事故などの理由による指名停止による違約金の支払いは、不合理ではないかと考えられます。事故による指名停止は除外可能でしょうか。                      | 原文のとおりとします。 |
| 24 | 基 本 協 定 書 ( 案 ) | 4    | 6条 | 2 |  |  |  | 違約金等 | 岡崎市の工事を多くすればするほど事故などによる指名停止の確率が高くなり、それが入札後になると違約金の支払いリスクまで負うことになります。日頃岡崎市に縁の無い企業のほうがリスクが少ないことになりますので、当該条項について考慮してもらえませんか？                                          | 原文のとおりとします。 |

| №  | 資料名          | 該当箇所 |    |   |  |  |  | タイトル | 基本協定書(案)の質問                                                                                                                               | 回 答                                                                       |
|----|--------------|------|----|---|--|--|--|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
|    |              | 頁    | 項  |   |  |  |  |      |                                                                                                                                           |                                                                           |
| 25 | 基 本 協 定 書（案） | 4    | 6条 | 2 |  |  |  | 違約金等 | 契約までに構成員が指名停止になると違約金を支払うこととなると解釈いたしました。当該事業では関係者が多く、その分、指名停止リスクも多くなります。不慮の事故などを原因とする場合、そのリスク発生時期に関しても予測できず、事業への参加リスクが大きくなります。御再考いただけませんか？ | 原文のとおりとします。                                                               |
| 26 | 基 本 協 定 書（案） | 4    | 6条 | 2 |  |  |  | 違約金等 | 本事業とは無関係の業務で、過失事故等により指名停止となる事も想定されます。その結果、仕事を受注できないばかりかそれにより違約金を支払うことはあまりにリスクが高いと考えられます。せめて指名停止を原因とする場合は対象からはずすことは可能でしょうか？                | 原文のとおりとします。                                                               |
| 27 | 基 本 協 定 書（案） | 4    | 6条 | 3 |  |  |  | 違約金等 | 本条に記載する「違約金」を各構成員及び各協力企業が連帯して負担することは不可能です。帰責性を有する構成員及び協力企業が連帯して負担する旨、修正頂けませんか。                                                            | 原文のとおりとします。                                                               |
| 28 | 基 本 協 定 書（案） | 4    | 6条 |   |  |  |  | 違約金等 | 岡崎げんき館整備運営事業の基本協定では、本条のような違約金条項はありませんでした。なぜ、本件ではこのような条項があるのでしょうか。本条の削除はできないでしょうか。                                                         | 原文のとおりとします。市としても、入札手続を行った後に事業契約が締結されない場合には相応の損害が生じておりますので、一定の支払いを行って頂きます。 |
| 29 | 基 本 協 定 書（案） | 4    | 6条 |   |  |  |  | 違約金等 | 岡崎市一般競争入札実施要綱には、本条のような違約金条項はありませんでした。なぜ、本件ではこのような条項があるのでしょうか。本条の削除はできないでしょうか。                                                             | 原文のとおりとします。市としても、入札手続を行った後に事業契約が締結されない場合には相応の損害が生じておりますので、一定の支払いを行って頂きます。 |
| 30 | 基 本 協 定 書（案） | 4    | 6条 |   |  |  |  | 違約金等 | 岡崎市一般競争入札参加心得には、本条のような違約金条項はありませんでした。なぜ、本件ではこのような条項があるのでしょうか。本条の削除はできないでしょうか。                                                             | 原文のとおりとします。市としても、入札手続を行った後に事業契約が締結されない場合には相応の損害が生じておりますので、一定の支払いを行って頂きます。 |

| №  | 資料名          | 該当箇所 |    |   |  |  |  | タイトル       | 基本協定書(案)の質問                                                                                     | 回 答                                                                        |
|----|--------------|------|----|---|--|--|--|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------|
|    |              | 頁    | 項  |   |  |  |  |            |                                                                                                 |                                                                            |
| 31 | 基 本 協 定 書（案） | 4    | 8条 |   |  |  |  | 秘密保持       | 貴市と最優秀提案者間で本事業に関する秘密保持契約は別途締結されないとの理解でよろしいでしょうか。                                                | 秘密保持契約を別途締結することは想定しておりません。                                                 |
| 32 | 基 本 協 定 書（案） | 4    | 8条 |   |  |  |  | 秘密保持       | 弁護士等のアドバイザーに開示する場合は、「本事業に関して」開示する場合に限定していただけますでしょうか。                                            | 原文のとおりとします。                                                                |
| 33 | 基 本 協 定 書（案） | 4    | 9条 |   |  |  |  | 有効期間       | 有効期間は「事業契約終了のときまで」とされていますが、事業契約が締結されなかった場合の終了時期はどのようにお考えでしょうか。                                  | 第6条に定める違約金が支払われたとき又は第7条により市及び最優秀提案者並びに事業者の間で相互に債権債務関係が生じないことが確認されたときとなります。 |
| 34 | 基 本 協 定 書（案） | 6    | 別紙 | 2 |  |  |  | 出資者誓約書兼保証書 | 事業期間にわたり基本協定書第3条第2項を遵守しなければならないのは何故でしょうか。株式譲渡を著しく妨げる要因となりますのでご再考願えませんか。                         | 各構成員が事業契約終了時まで事業者の株式を保有することが原則です。原文のとおりとします。                               |
| 35 | 基 本 協 定 書（案） | 6    | 別紙 | 3 |  |  |  | 出資者誓約書兼保証書 | 許可を得て株式譲渡を行う場合に市に提出する譲受予定者の誓約書は、事後の提出でもよろしいでしょうか。（別添「誓約書」の文面が、既に株式を保有していることを前提にしたものになっておりますので。） | ご理解のとおりです。但し、承諾の申請時に、譲受人に誓約書の提出意思があることを確認します。                              |
| 36 | 基 本 協 定 書（案） |      |    |   |  |  |  | 全般         | 本書は、落札者決定後にも事業者と協議し、内容等の変更および修正は可能との理解でよろしいでしょうか。                                               | 協議による内容等の変更及び修正は想定しておりません。                                                 |